

岩手県教育委員会告示第4号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第36条の規定に基づき、次のとおり技能教育のための施設の指定を解除した。

平成20年4月25日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 岩手県立久慈職業能力開発センター
 - (2) 所在地 久慈市栄町第37地割77番地7
- 2 解除年月日 平成20年4月1日